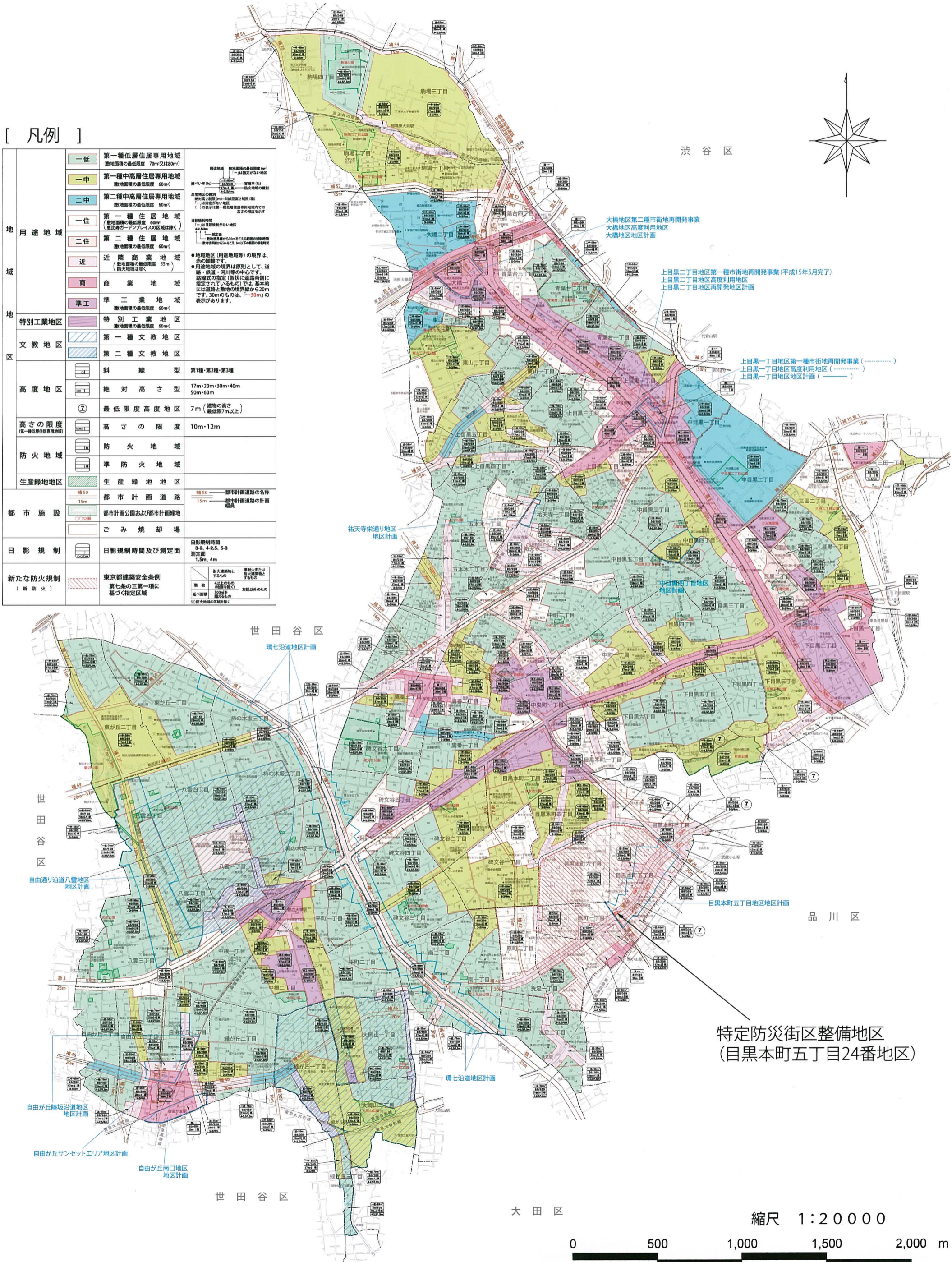


[凡例]

地 域	一低	第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 70㎡又は80㎡)	<p>用途地域 敷地面積の最低限度 (㎡) ()は指定されない地区 ■は指定された地区 ●は指定された地区 ○は指定された地区 ○は指定された地区 ○は指定された地区 ○は指定された地区</p> <p>高度地区の種別 絶対高さ制限 (m) 斜線高さ制限 (m) ()は指定されない地区 ()は指定された地区 ()は指定された地区 ()は指定された地区</p> <p>日影規制時間 —は日影規制がない地区 —は指定された地区 —は指定された地区 —は指定された地区</p> <p>●地域地区 (用途地域等) の境界は、赤の細線です。 ●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定 (常状に道路両側に指定されているもの) では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものも、「-30m」の表示があります。</p>
	一中	第一種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	二中	第二種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	一住	第一種住居地域 (敷地面積の最低限度 60㎡) (専ら住宅用途に供する区域は除く)	
	二住	第二種住居地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	近	近隣商業地域 (敷地面積の最低限度 55㎡) (防火地域は除く)	
	商	商業地域	
	準工	準工業地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	特別工業地区	特別工業地区 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	文教地区	第一種文教地区	
第二種文教地区			
高度地区	斜線型	第1種・第2種・第3種	
	絶対高さ型	17m・20m・30m・40m 50m・60m	
	最低限度高度地区	7m (建物の高さ 最低限7m以上)	
高さの限度	高さの限度	10m・12m	
防火地域	防火地域		
	準防火地域		
都市施設	生産緑地地区	生産緑地地区	
	都市計画道路	都市計画道路の名称 15m 都市計画道路の計画幅員	
日影規制	日影規制時間及び測定面	日影規制時間 3-2, 4-2.5, 5-3 測定面 1.5m, 4m	
	新たな防火規制 (新防火)	東京都建築安全条例 第七条の三第一項に 基づく指定区域	



特定防災街区整備地区
(目黒本町五丁目24番地区)

縮尺 1:20000

